

熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を推進するため漁業協同組合等の系統機関の行う漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金等（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。））の融通を円滑にするため、県が行う利子補給等の措置について規定することを目的とする。

(借受資格者)

第2 この要綱において、融資を受けることができる者（以下「借受者」という。）は次の漁業者等とする。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの及び養殖を営む法人。
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) (2)、(3)及び(5)から(8)までに掲げる者のほか、(1)から(8)に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第1条で定めるもの

(融資機関)

第3 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条1項第3号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- (2) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「水産加工協」という。）
- (3) 農林中央金庫熊本支店（以下「金庫」という。）

(貸付条件)

第4 この要綱において融資機関が、借受資格者に対し、貸し付ける資金の種類、償還期限、据置期間及び貸付限度額は次の表のとおりとし、貸付利率については、漁業近代化

資金融通法施行規定第7条に定める利率とする。

ただし、同表の第1号資金から第4号資金まで、又は第7号に掲げる資金の2以上の種類のもの（その利率が同一であるものに限る。）を同時に貸し付ける場合におけるその貸付金に係る償還期限及び据置期間は、その貸付金の種類のうち同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期限及び期間とする。

(1) 資金の種類、償還期限及び据置期間

区 分	資 金 の 種 類	償還期限	据置期間
第1号資金	総トン数が、130トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	20年 （漁船の改造に必要な資金であって、船体以外の部分のみに係るものにあつては、10年）	3年以内
第2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造もしくは取得に必要なもの又は次号もしくは第4号に掲げるものを除く。）	15年 （法第2条第1項第6号から第9号までに掲げるもの（以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられるものにあつては、20年）	3年以内
第3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産、経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	7年 （漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10年）	2年以内
第4号資金	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割式養殖施設の取得に必要な資金	5年（定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、10年）	2年以内

第5号資金	<p>育成期間が通常1年以上であるあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>(以下、「指定水産物」という。)のうち、</p> <p>(ア) 養殖に係るものについては、上記指定水産物のうち、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除くものの種苗の購入又は育成に必要な資金</p> <p>(イ) 増殖に係るものについては、上記指定水産物のうち、あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい、又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金</p>	5年	2年以内 (農林水産大臣が指定するものにあつては、3年)
第6号資金	<p>漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設の改良造成又は取得に必要な資金</p>	5年以上20年以内で農林水産大臣が指定する期間	3年以内
第7号資金	<p>漁場改良造成施設、漁協等が共同利用に供する船舶、水産物の処理加工に伴って生ずる公害防止のために必要な施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、特定の漁家住宅の改良造成又は取得に必要な資金及び漁業経営又は水産加工業経営の転換等に必要な資金</p>	5年以上15年以内で農林水産大臣が指定する期間	2年又は3年のいずれかの期間で農林水産大臣が指定する期間

(2) 貸付限度額

	借 受 者	貸付限度額
共同利用 施設等	漁協（生産組合を除く。）、漁連	1 2 億
個人施設 等	20トン以上の漁船漁業を営むもので、漁船資金を借り受けるもの。	3億6千万円
	養殖を営む法人（生産組合を含む。）又は団体であって養殖施設資金又は指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）借り受けるもの。	3億6千万円
	漁業（20トン未満漁船使用）、養殖業、水産加工業のいずれか二以上を併せ営むもので、20トン未満の漁船資金、漁業施設資金、養殖施設資金、指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）又は水産物加工施設の造成・改良資金を借り受けるもの。	3億6千万円
	漁船漁業者で20トン未満の漁船資金、漁業施設資金を借り受けるもの、養殖を営む個人で養殖施設資金、指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）を借り受けるもの及び水産加工業を営む個人及び法人で、水産物加工施設の造成・改良資金を借り受けるもの。	9千万円
	その他の漁業を営む個人	1千8百万円

(注) 貸付限度額とは、既借受残高との合計額をいう。

(3) 貸付限度額の超過

(2) の額にかかわらず、以下の理由がある場合において、県の区域を超える区域を地区とする漁協等については農林水産大臣、それ以外の者については知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

- ア) 当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。
- イ) 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

(融資率)

第5 融資率は当該施設資金による施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内（知事が特に必要と認めた場合を除く。）とする。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると知事が認める場合には、100分の100以内の融資率としても差し支えない。

第6 融資機関から融資を受ける場合の借入手続きは次のとおりとする。

(1) 漁業協同組合（又は水産加工業協同組合）から借り入れる場合

ア) 借入希望者は、「漁業近代化資金借入申込書」（別記第1号様式-1~4）以下（「借入申込書」という。）を5部作成のうえ、1部を控えとし、正1部、副3部を漁業協同組合、又は水産加工業協同組合（以下「組合」という。）へ提出する。

なお、債務保証を必要とする場合は、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）あての「債務保証委託書」（協会の定款及び業務方法書の規定による）1通（借入申込書の写しを添付）を併せて提出する。

イ) 組合は、借入申込書の内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関（水産研究センター、水産業改良普及員等）と協議して、事業に対する意見（別紙様式第2号）を徴し、「漁業近代化資金利子補給承認申請書」（別記第3号様式）、以下「申請書」という。）を3部作成のうえ、その正副各1部に「借入申込書」（副）及び前記「市町村等の意見書」の（写）各2部を添付し、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）経由のうえ、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、借入希望者から提出された「債務保証委託書」に組合の意見を付した「債務保証協議書」1通を添付して協会に送付する。

なお、組合の自己資金で貸付けができない場合は、借入申込書によって、農林中央金庫（以下「金庫」という。）とその原資供給について協議し、原資供給を受けるにあたり協会の保証を必要とする場合は、「債務保証委託書」1通（借入申込書の写しを添付）に金庫の意見を付した「債務保証協議書」を添付のうえ協会に提出する。

ウ) 県漁連は、各組合の申請書類を取りまとめ、金庫（原資供給）及び協会（債務保証）の意見を徴し不備書類の指導整備を行って、「申請書」（正）に「借入申込書」（副）及び市町村その他関係機関、金庫等の意見書、各1部を添付して知事に提出する。

エ) 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否を行い、すみやかに当該組合あて通知するとともに、金庫（原資供給を行う場合）、協会（債務保証付きの場合）県漁連及び必要ある場合は市町村等関係機関に対しその旨（承諾する場合は別記第4号様式の利子補給承認書により）通知する。

オ) 組合は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、借入申込者に通知する。

(2) 農林中金から直接借り入れる場合（共同利用施設（育成資金を含む。以下同じ。）及び法人施設等の場合）

- ア) 借入希望者は、借入申込書（別記第1号様式－1～4）正1部、副1部を金庫に提出するが、借入資金の種類が共同利用施設資金の場合は、県漁連を経由（借入申込書を1部追加）して提出する。なお、債務保証を必要とする場合は、協会あて債務保証委託書を協会の定款及び業務方法書の定めるところにより1通（借入申込書の写しを添付）を提出する。
- イ) 金庫は内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関又は組合長（借入者が組合又は連合会の場合を除く。）の意見（別記第2号様式）を徴し申請書（別記第3号様式）を3部作成して、これに借入申込書（副）と前記意見書（写）各1通を添付して、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して協会に送付する。
- ウ) 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否の決定を行い、すみやかに金庫及び必要によっては県漁連、市町村長等関係機関にその旨（承諾の場合は別記第4号様式の利子補給承認書により）通知するとともに、債務保証付き融資については、協会に対し併せて通知する。
- エ) 金庫は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、共同利用施設資金については漁連経由その他は直接借入申込者に通知する。

（利子補給契約）

第7 利子補給についての契約は、熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱に定めるところにより知事が当該融資機関との間に締結し、別に定める漁業近代化資金利子補給契約書によって行うものとする。

（借用証書の提出）

第8 貸付決定を受けた借入者がこの要綱による資金を借り受けようとするときは、融資機関の指定する日までに別記第5号様式による漁業近代化資金借用証書（以下「借用証書」という。）を提出しなければならない。

（貸付報告等）

第9 融資機関は、借用証書を審査のうえ、適当と思われるときは貸付けを実行し、遅滞なく、その旨を別記第6号様式による貸付実行報告書により、知事及び協会（債務保証付融資の場合）に県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）のうえ報告するものとする。

第10 融資機関が貸付金を貸し出すに当たっては、貸付金の使途等を考慮し、別に定める漁業近代化資金経理要領に基づき、原則として3か月以内に貸出しを行うものとする。

(事業完了報告)

第11 当該貸付金に係る事業は、貸付けを受けて（貸付実行日）から3か月（共同利用施設は6か月）以内に完了することとし、借入者は、事業完了後直ちに別記第7号様式による漁業近代化資金事業完了届を融資機関に提出し、融資機関は10日以内に別記第8号様式による漁業近代化資金事業完了報告書を正副3部（原資供給を受けていない場合は副2部）作成、1部を控えとし、県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）正1部を知事へ副1部を金庫（原資供給の場合）へ提出するものとする。

第12 借入者は、この要綱に定める期間内に当該事業が完了しない場合には、あらかじめ別記第9号様式による漁業近代化資金事業完了延期願を、県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）知事に提出して承認を得なければならない。

第13 当該事業に係る事業完了の確認は、当該融資機関がこれに当たることとし、必要に応じて市町村等機関の立会いを求めるものとする

(利子補給金の請求及び交付)

第14 利子補給の承認決定を受けた融資機関は、県が別に定める期日までに、別記第10号様式による漁業近代化資金利子補給金計算明細書（以下「計算明細書」という。）を正副各1部を作成し、副1部を控えとして漁連を経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）して知事に提出しなければならない。

2) 知事は、前項の計算明細書が正当と認められたときは、別記第11号様式の漁業近代化資金交付決定及び確定通知書により融資機関に通知するものとする。

なお、この計算明細書の提出をもって、実績報告書の提出があったものとみなす。

第15 融資機関は、前号による交付決定通知を受けたときは、直ちに別記第12号様式による漁業近代化資金利子補給金請求書（以下「請求書」という。）を作成し、知事に請求するものとする。

第16 融資機関が単協である場合は、前号の請求及び受領に関する事項を金庫に委任することができる。この場合は、請求書及び受領に関する金庫の熊本支店長あての別記第13号様式による委任状をそえて、知事に提出するものとする。

第17 知事は、請求書の内容を審査のうえ適当と認めたときは、30日以内に漁業近代化資金利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため特に時日を要するときはこの限りでない。

(利子補給の承認取消し又は返還)

第18 知事は、別に定める利子補給交付要綱第7条に規定する事実を知ったときは、利子補給の承認取消し又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるもの

とする。

第19 前号により返還を命ぜられた融資機関は、直ちに当該利子補給金を還付しなければならない。

(申請変更)

第20 借入申込書、利子補給承認申請書等の内容変更を要する場合には、借入者及び融資機関は、既に提出した書類等の記載事項を変更前を赤字、変更後を黒字で記入し、変更の理由を付し、第6の借入手続きに準じて、すみやかに知事に提出しなければならない。

第21 知事は、前号の申請変更を受理したときは、当該変更内容を審査のうえ、その適否を決定するとともに、必要な事項を命ずるものとする。

(承認変更)

第22 貸付条件の変更（1部繰上償還において最終償還から順次充当し、各期償還約定額に変更を生じない場合を除く。）を行おうとするときは、別記第14号様式により利子補給承認変更申請書（以下「変更申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

第23 知事は第22の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、利子補給変更承認書（別記第15号様式）を交付するとともに第6の（1）、エ）に準じて通知するものとする。

第24 融資機関は、前号の承認に基づき、借用証の変更の事務処理を行い、直ちに別紙様式第14号に準じて知事に報告するとともに関係機関に通知するものとする。

(検査)

第25 知事は、資金の貸付け又はその用途が適正に行われているか、否かについて必要であると認めるときは、当該融資機関に対して所要の報告を行わせ、又は担当職員をして検査を行わせるものとする。

(経理)

第26 この要綱に基づく融資機関等の経理事務については、熊本県漁業近代化資金経理要領の定めるところにより行うものとする。

(附則)

1 この要綱は昭和44年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 一定の地域について自然的経済条件に応じ漁場の利用の適正化と水産資源の保護培養とを一体として推進するため作成された当該地域の漁業の再編整備に関する総合的な計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって、第4の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち農林水産大臣の定めるもの

に該当するものについての第4の規定の適用については、同表の利率の欄中「年3分1厘」とあるのは「年3分」と「年3分2厘」とあるのは「年3分1厘」とする。

(附則)

(略)

(附則)

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年4月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年6月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年5月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年7月29日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年7月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年10月2日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年9月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年10月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年12月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年11月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年12月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年12月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年1月25日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年1月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月25日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年5月26日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年8月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年7月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年8月27日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年8月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年10月4日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年9月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年10月29日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年10月25日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年11月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月22日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年12月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年2月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年2月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年5月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年9月12日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年8月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年11月14日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年10月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年12月19日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年2月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年1月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年4月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年5月23日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年9月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年8月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年10月5日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年9月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年12月19日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年2月5日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年1月24日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年3月6日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年2月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月4日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年3月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年5月2日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年4月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年6月24日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年5月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月18日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成27年4月1日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。